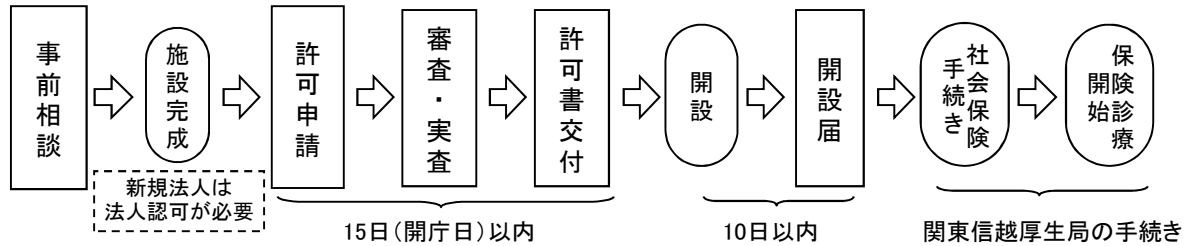


診療所(歯科診療所)新規開設の手引き(法人開設)

多摩立川保健所
保健医療担当
TEL 042-524-5171(代)

◆新規開設手続きの流れ (□が保健所での手続きです。)



- ※事前相談には、開設スケジュール(見込み)、平面図、提出書類等で準備可能なものをお持ちください。
- ※開設スケジュールは、関東信越厚生局東京事務所(03-6692-5119)の社会保険手続き等も考慮の上、ご準備ください。
- ※開設届の手続きは、開設後の手続きです。開設後10日以内に手続きをしてください。
- ※医療法人の設立手続き等は、保健医療局医療政策部医療安全課医療法人担当(03-5320-4426)へご相談ください。
- ※有床診療所、助産所の場合、別途ご相談ください。

◆開設許可申請 提出書類等

提出書類等	記載・添付上の注意
①診療所開設許可申請書 又は 歯科診療所開設許可申請書	診療所名は、近隣の診療所と類似しないよう、ご注意ください。
②申請手数料(19,000円)	申請時に現金で納付してください。
③定款又は寄付行為の写し	許可を受けようとする施設が記載されていることを確認してください。法人による原本確認をしたものを提出してください。
④法人の登記事項証明書	許可を受けようとする施設が記載されている事を確認してください。発行後6ヶ月以内の原本を添付してください。(副本用は写しでも可)
⑤土地及び建物の登記事項証明書	発行後6ヶ月以内の原本を添付してください。(副本用は写しでも可)
⑥土地及び建物賃貸借契約書の写し (賃貸の場合のみ)	原本確認のため、写しと別に原本もご持参ください。※転賃による契約の場合は、所有者の承諾書を併せて添付してください。
⑦敷地平面図	地番がわかるもの。(例)公園ビルの一室を使用する場合は、その階のフロア図。
⑧敷地周辺見取り図	道路と建物の位置関係の確認が分るもの。(例)地積測量図
⑨建物の平面図	縮尺1/100以上、各部屋の用途を示すこと。
⑩エックス線診療室放射線防護図	平面図及び立面図、縮尺1/50以上、壁及び鉛の厚さを記入。
⑪案内図	最寄の公共交通機関等からの案内図

- ※申請書(①)及び添付書類(③～⑪)は、**正副用に2部**ご提出ください。
- ※申請書副本は、許可書交付時に一緒に交付します。
- ※標榜科目及び医療広告については、医療広告ガイドライン(厚生労働省)を参照してください。

◆診療所開設届 提出書類等 (開設後、10日以内に届け出てください。)

提出書類等	記載・添付上の注意
①診療所(歯科診療所又は助産所)開設届	
②管理者の臨床研修等修了登録証の写し、免許証の写し	臨床研修等修了登録証は、H16.4(歯科はH18.4)以降に免許取得の方。原本確認のため、写しと別に原本もご持参ください。
③管理者の職歴書	現住所、電話番号、氏名、生年月日、最終学歴及び職歴を記載してください。職歴は、就職・退職を明確に記載し、最後の行は「〇〇診療所(今回開設した診療所)の管理者となる」で終わるようにしてください。
④診療に従事する医師、歯科医師の臨床研修等修了登録証写し、免許証写し	原本確認のため、写しと別に原本もご持参ください。
⑤業務に従事する医療従事者の免許証の写し	原本確認のため、写しと別に原本もご持参ください。

- ※開設届(①)及び添付書類(②～⑤)は、**正副用に2部**ご提出ください。
- ※管理者が現に他の病院又は診療所に勤務している場合は、その施設の開設者の承諾書が必要となります。(承諾書には、勤務している施設の勤務時間の記載と、開設者の同意(他施設管理者となること)の記載が必要です。)
- ※上記の他、開設者が医療法人の場合は、管理者が医療法人の理事であることを示す書類(議事録等)が必要となります。

◆エックス線装置備え付け 提出書類等 (設置後、10日以内に届け出てください。)

提出書類等	記載・添付上の注意
①診療用エックス線装置備付届	管理者の印を押印してください。
②エックス線診療室の平面図及び側面図	縮尺1/50、標識・ランプ類の記載、その他詳細は、「①備付届」を参照ください。
③漏洩放射線測定結果報告書(写)	測定年月日、測定器の名称、測定者、測定条件、ファトム、測定結果等(測定結果は、測定後6か月以内のもの。)

- ※備付届(①)及び添付書類(②、③)は、**正副用に2部**ご提出ください。